

北上市森林火入規則の一部を改正する規則

北上市森林火入規則（平成3年北上市規則第132号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(火入れの中止)</p> <p>第11条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に強風注意報、乾燥注意報<u>又は火災警報が発令されたとき、その他延焼するおそれが生じたとき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第11条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報<u>若しくは林野火災に関する注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に強風注意報、乾燥注意報<u>若しくは林野火災に関する注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合</u>その他延焼するおそれが生じた<u>場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。